

令和8年2月27日

うきは市議会議長 江藤 芳光 様

うきは市議会改革特別委員会
委員長 野鶴 修

議会改革特別委員会調査報告書

令和4年うきは市議会6月定例会において、全議員参加による議会改革特別委員会が設置され、委員会を統括する「全体会議」と、全体会議に向け、事前に課題等を調査・分析する「ワーキンググループ」(WG会議)に区分し、議会改革に関する調査や審議を4年間行ってきた。

うきは市議会として、市民の信頼を得る議会となるため、さらに市民に開かれた議会とするために、あらゆる角度から議会改革の議論を行い、そのために必要と思われる項目に関し調査・審議した。

その経過並びに最終結果を、うきは市議会会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1. 調査実施期間

令和4年6月～令和8年2月末まで

2. 調査の対象となった項目

- ① うきは市議会基本条例及び委員会規則、申し合わせ事項等の見直し検討
- ② 議員定数及び議員報酬等に関する調査・審議
- ③ 政務活動調査費等の見直し

3. 調査結果

- ① うきは市議会基本条例及び委員会規則、申し合わせ事項等の見直し検討

令和4年6月より、令和5年3月まで調査・検討を行い、議会基本条例に関しては、令和5年3月定例会において、実態に見合った内容の一部改正を行った。その他の委員会規則や議会運営に関する申合せ事項等についても、議会活動の実態に即した内容へと変更を行った。

* (発議第1号)

令和5年3月22日 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

- ② 議員定数及び議員報酬等に関する調査・審議

令和5年4月以降から令和7年6月定例会まで調査・審議を行ってきた。調査に

においては令和5年11月より意見交換会時におけるアンケート調査や、ホームページ・SNS等を通してのアンケート調査を市民に向けて実施してきた。また、このアンケート調査結果並びに分析等については、令和6年6月定例会において報告を行ってきたところである。また、議員定数と議員報酬の調査・審議結果については、令和7年6月定例会において調査報告を行っている。

結論として、議員定数に関しては、現状維持の14名と2名削減の12名とする2つの意見に分かれ、最終的には本会議での審議を経て、現状維持の14名となった。また、議員報酬については、特別職等報酬審議会が開催されたが、議員定数も現状維持ということから、議員報酬に関しても、現状維持となった。

＊（発議第4号）

令和7年6月27日 うきは市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

③ 政務活動調査費等の見直し

政務活動費については、個人が議会活動を行うための調査研究、その他の活動に資するため、必要な経費の一部として支払われるものである。「政務活動費使途基準マニュアル」においては、項目別に指針を示すなど、政務活動費として支出できる項目について使途基準を定めている。今回は使途基準マニュアルで示している項目について、個人の自己研鑽や政治活動なのか、それとも議会活動として認められる調査研究に該当するものであるのか、どちらか判断のつきにくい項目において、市民の不信感が生じないように、明確とすることを目的に調査・審議した。

その結果として、これまで書籍・新聞等の購入において、日刊紙及び議員の職業等にかかわる新聞（農業新聞・教育新聞）並びにスポーツ新聞のうち、農業新聞等の購読料は政務活動の経費として認められてきたが、議会活動としての調査研究には当たらないとして、新聞等の購読料は一切認めないこととした。また書籍等については、議員活動として使用したことがわかるような資料や活動実績（一般質問等）を示すことを条件として付け加えた。

次に議員個人が発行する広報紙であるが、これについては特定の区域にしか配布しない、議員個人の所見が入るものが多々あり、議員個人の政治活動や後援会活動としての要素が大きいとして、政務活動費としては認めないこととした。ただし、一般質問における資料添付の印刷費やコピー代は、従来どおり認めるものとするが、従来どおり領収書等の添付が必要である。

また、行政視察等の実施については、事前に議会事務局に届出を行い、議長の許可を得ることを必要条件とした。これらについては、「出張調査届出書」「出張調査報告書」、更には自家用車で行く場合には「自動車運航記録簿」の提出を義務付けることとした。

以上、「政務活動費使途基準マニュアル」については、議会改革特別委員会に変更することとなったが、政務活動費については「うきは市議会政務活動費の交付に関する条例」並びに「うきは市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」があることから、今回の使途基準マニュアルの変更を受けて、実態に即した条令・規則の

改定について審議することが必要であり、継続して議論を行うことで承認された。

4. 所見

① うきは市議会基本条例及び委員会規則、申し合わせ事項等の見直し検討

今回、うきは市議会の基本条例を見直すにあたって、一番の成果は第15条の「自由討議による合意形成」と第26条における「見直し手続」が、見直し後実践されるようになったことである。審議する内容によって、全体の合意を図るため、自由討議の場を設けることが多くなったと判断される。更には第26条でうたわれている「基本条例の見直し」についても、これまでは十分に検証がなされてなかったが、今回基本条例を議会改革特別委員会で見直したことにより、実践されていなかった項目について、条例どおり議会運営委員会で具体的に検証が行われるようになった。このことは、大きな成果だといえる。

② 議員定数及び議員報酬等に関する調査・審議

今回、約2年間にわたり調査・研究を議員全員で行ってきた。結果として今回は現状維持の14名となったが、この問題に関しては今後とも市民の意見を聴き、社会情勢の変化・人口減少の動向等を検証しながら、継続的に調査・研究を進めていくべきであると考えます。2年間にわたる調査・研究を踏まえ、全議員により真摯に議論したことは、今後の議会活動に活かされると期待する。

③ 政務活動調査費等の見直し

政務活動費については、「うきは市議会政務活動費の交付に関する条例」並びに「うきは市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」を「政務活動費使途基準マニュアル」の基準に合ったものに見直し、改正することを検討する必要があり、継続して審議することとなった。今後は、他の市町村の状況を調査しながら、市民の疑惑を招かないものへ、更には実用性のある制度へ見直し必要がある。他の市町村が行っている、「議員報酬の中に位置付ける」という考え方も視野に入れ、今後とも継続審議を行っていく必要がある。